

南相馬市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成28年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成29年3月31日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 今 村 裕

記

- 1 監査の種類 定期監査（2月実施分）
- 2 監査の対象 選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、文化財課、中央図書館
- 3 監査の範囲 平成28年4月から平成28年12月に実施した事務事業
- 4 監査の方法 （1）帳票簿冊等の審査
（2）監査資料に基づく説明の聴取
- 5 監査の期間 平成29年2月16日、17日
- 6 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものであったが、以下の内容については指導事項等とする。
なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

《指導事項》

業務委託契約の仕様書に規定されている書類の提出を受けていないもの

参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置・管理・撤去業務委託については、仕様書で全箇所掲示場設置前と設置後の写真各1部を提出するよう求めているが、設置前の写真については提出を受けていなかった。

仕様書は契約の履行内容を定めたものであり、検査・検収は、その仕様書に基づいて、適正に実施されなければならない。

一方で、仕様書の内容については、掲示場設置前の写真（全箇所）の提出を求めることが、業務実態に即し妥当であるのか検討も必要である。

仕様書に基づき適切に検収を行うとともに、仕様書の内容についても、委託業務の履行を確保するために必要な検査となっているか検討されたい。

(選挙管理委員会事務局)

補助金の関係書類について不備が多く見られたもの

流れ山踊り保存伝承事業補助金については、各書類の中で事業名称が一致していないもの、実績報告書に記載誤りがあるもの、領収書の宛名や領収内容が正しく記載されていないものなどがあり、関係書類についての記載不備が多く見られた。

補助金を受領する団体に対しては、書類の作成について適切な取扱いとなるよう指導されたい。

(文化財課)

《意見》

文化財資料等の保管施設について整備等の早急な対応を望むもの

文化財資料等については、収集保管施設を有していないことから、一部は他の施設を借用し仮保管をしており、今後さらに保管場所が不足することも予想されている。

合併時に策定された新市建設計画においては、文化財センター建設事業の推進が掲げられ、文化財資料等の保管施設としての役割も期待されるものであった。それから10年を経過するが未だ建設の着手には至らず、資料の保管場所の確保が、喫緊の課題となっている。

文化財資料を良好な環境で一元管理することのできる施設が必要であり、保管施設については、早急に整備等の対応を望む。

(文化財課)